

横川社会保険労務士事務所報酬表

- ・印紙代および公的機関への納付手数料が発生した場合、実費を請求させていただきます。
- ・遠隔地のお客様からのご依頼の場合、交通費の実費を請求させていただきますことがあります。

現在ご契約中の料金および経営のご事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。

1. 顧問サービスによる報酬

「顧問サービスによる報酬」とは、月を単位として継続的にご依頼をいただけるサービスの報酬です。

人員	労務相談顧問	社会保険労務顧問
1～5人	10,000円 (税込み11,000円)	10,000円 (税込み11,000円)
6～10人		20,000円 (税込み22,000円)
11～20人		30,000円 (税込み33,000円)
21～30人	20,000円 (税込み22,000円)	40,000円 (税込み44,000円)
31～50人	30,000円 (税込み33,000円)	50,000円 (税込み55,000円)
51～70人	40,000円 (税込み44,000円)	80,000円 (税込み88,000円)
71～100人		100,000円 (税込み110,000円)
101～150人	90,000円 (税込み99,000円)	130,000円 (税込み143,000円)
151～200人	100,000円 (税込み110,000円)	160,000円 (税込み176,000円)
201人～	別途協議	別途協議

(注)「人員」とは、役員と労働者を合わせた人数(社会保険または雇用保険加入者のみ)の合計数で、月初の人数です。

労務相談顧問とは

サービス範囲：人事労務管理に関する情報提供、相談、指導

社会保険労務顧問とは

サービス範囲：人事労務管理に関する情報提供、相談、指導および労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成・手続

(注) 労務相談顧問および社会保険労務顧問のいずれのサービス範囲にも、「2. スポット契約による報酬」および「3. 人事制度の企画・立案」の業務は含まれません

一人親方の顧問サービス

人員1名につき、月額10,000円（税込み11,000円）から承ります。

2. スポット契約による報酬

「スポットサービスによる報酬」とは、月を単位とせず、必要に応じて都度ご依頼をいただけるサービスの報酬です。

1. 就業規則等の規程作成・改定

<精度の高い規則類>

	作成のみ		作成および届出等	
	顧問先以外	顧問先	顧問先	顧問先以外
就業規則の作成・全面改定	150,000円～ (税込み 165,000円～)	150,000円～ (税込み 165,000円～)		200,000円～ (税込み 220,000円から)
就業規則の一部改定	75,000円～ (税込み 82,500円～)	75,000円～ (税込み 82,500円～)		100,000円～ (税込み 110,000円～)
その他の規程の作成・全面改定 (一規程あたり)	75,000円～ (税込み 82,500円～)	75,000円～ (税込み 82,500円～)		100,000円～ (税込み 110,000円～)
その他の規程の一部改定 (一規程あたり)	50,000円～ (税込み 55,000円～)	50,000円～ (税込み 55,000円～)		75,000円～ (税込み 82,500円～)

<簡易な規則類>

	作成のみ		作成および届出等	
	顧問先以外	顧問先	顧問先	顧問先以外
就業規則の作成・全面改定	70,000円～ (税込み 77,000円～)	70,000円～ (税込み 77,000円～)		80,000円～ (税込み 88,000円から)
就業規則の一部改定	35,000円～ (税込み 38,500円～)	35,000円～ (税込み 38,500円～)		40,000円～ (税込み 44,000円～)
その他の規程の作成・全面改定 (一規程あたり)	35,000円～ (税込み 38,500円～)	35,000円～ (税込み 38,500円～)		40,000円～ (税込み 44,000円～)
その他の規程の一部改定 (一規程あたり)	25,000円～ (税込み 27,500円～)	25,000円～ (税込み 27,500円～)		30,000円～ (税込み 33,000円～)

(注1)「顧問先」とは、「1.顧問サービスによる報酬」の顧問契約者をいいます。

(注2)「作成および届出等」とは、規程の作成に加えて、必要に応じて、従業員への説明の実施、従業員代表者への意見の聴取および労働基準監督署への届出をご依頼いただけるコースです。

(注3)「その他の規程」とは、以下のような規程を言います。

給与規程、パートタイマー就業規則、年俸制規程、育児休業規程、介護休業規程、在宅勤務規程、個人情報取扱規程、旅費規程など

(注4) 一部改定をお申込みいただいた場合でも、改定箇所が多い場合、全面改定分の報酬をいただく場合があります。

2. 社会保険料・労働保険料の算定・申告

顧問先（社会保険労務顧問）のみがご依頼いただけるサービスです。

報酬額は、社会保険算定基礎届および労働保険年度更新ごとに、各人員における顧問サービスによる報酬のヶ月額です。

3. 社会保険・労働保険の新規加入手続

被保険者数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1～10人	50,000円 (税込み55,000円)	50,000円 (税込み55,000円)
11～20人	80,000円 (税込み88,000円)	80,000円 (税込み88,000円)
21人～	上記金額に一人増すごとに、1,000円（税込み1,100円）を加算します。	

顧問契約をいただける場合は、10%オフとさせていただきます。

4. 社会保険・労働保険の適用廃止

被保険者数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1～10人	50,000円 (税込み55,000円)	50,000円 (税込み55,000円)
11人～	上記金額に一人増すごとに、1,000円（税込み11,000円）を加算します。 ただし、離職証明書が必要な場合、一人増すごとに6,000円（税込み6,600円）を加算します。	

5. 助成金等の申請代行

報酬額は、助成金額の20%です。

ただし、着手金として15,000円（税込み16,500円）をいただきます。

助成金の獲得に成功した場合、報酬額から着手金を差し引いた額を請求させていただきますが、成功しなかった場合は返金致しません。

6. 労働基準監督署による臨検等の立会い

原則として、顧問先のみがご依頼いただけるサービスです。

報酬額は、50,000円（税込み55,000円）です。

7. 紛争解決手続代理業務（都道府県労働局が行うあっせんの手続の代理業務等）

報酬額は、和解金・解決金等の20%です。

ただし、着手金として30,000円（税込み33,000円）をいただきます。

和解金・解決金の獲得に成功した場合、報酬額から着手金を引いた額を請求させていただきますが、成功しなかった場合は返金致しません。

8. セミナー講師

労働・社会保険諸法令に関するセミナーを承ります。また、ビジネスマナー研修も対応します。

報酬額は、相談に応じます。

ビジネスマナー講師30,000円（税込み33,000円）より（2時間）

9. 障害年金の請求手続き

着手金：20,000円（税込み22,000円）

成功報酬：「決定年金額の2ヵ月分」または「年金初回振込額の10%」のいずれか高い方

10. 労務相談

顧問先以外のすべての方がご依頼いただけるサービスです。

電話相談：5,000円（税込み5,500円）（一回60分まで）

出張面談相談：10,000円（税込み11,000円）（一回60分まで）

11. 各種手続（顧問サービスを締結していない場合）

一つのお手続につき、顧問サービスによる報酬（社会保険労務顧問）と同額の報酬額をいただきます。

3. 人事制度の企画・立案

評価制度、賃金制度等の各種人事制度の構築または改定の企画・立案をご依頼いただけるサービスです。

単一制度の企画・立案	300,000円～ （税込み330,000円～）
人事制度全般の企画・立案	1,000,000円～ （税込み1,100,000円～）

ただし、手付金として報酬予定額（お見積金額）の20%をいただきます。

すべての企画・立案が終了した後、報酬額から手付金を差し引いた額を請求させていただきます。

企業規模によって、簡易版人事制度の企画・立案にも対応します。お見積りしますので、お気軽にご相談ください。

以上

横川社会保険労務士事務所

TEL&FAX: (044) 544-0281 rep@yokogawa-sr.com <http://www.yokogawa-sr.com>

住所:〒212-0005 神奈川県川崎市幸区戸手 4 丁目 9 番 2-404 号

Yahoo!から検索 横川社会保険労務士 川崎